

緊急請求
請求書

SNSきっかけ
SNS

出会い系

修理サービス

儲け話
UP

賃貸アパート

定期購入
定期購入

オンラインゲーム

美容関係

通信契約

「やばい…」、「詰んだ…」

／そうなる前に！／



いわて消費者トラブル
防止啓発キャラクター
まてのすけ

／困った時は相談じゃ！／

まてふおん



019-625-5250

／弁護士が直接アドバイス！／

相談無料

若者専用

〔時間〕 毎月2回 (16:30→18:00)

相談時間は1件あたり30分程度です

開催日程や、消費者トラブルの被害・ご相談、その他詳しい情報については岩手県立県民生活センターのホームページや各種SNSをご覧ください。

岩手県立県民生活センター

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通3丁目10-2

岩手県立
県民生活センター
ホームページ



近年、若者を 中心に増えている トラブル



脱毛エステや
美容医療など

美容関係



身に覚えのない
料金請求など

架空請求



副業、情報商材や
アフィリエイト内職など

儲け話



健康食品、
化粧品など

定期購入



出会い系サイトや
マッチングアプリなど

出会い系



無断課金や
不正アクセスなど

オンラインゲーム



水回りや鍵交換など

修理サービス



誇大な広告や知り合った
相手からの勧誘など

SNSきっかけ



スマホや
ネット回線など

通信契約



賃貸契約や
電気の契約など

賃貸アパート



県民生活センターでは、若者の消費者トラブルの防止・解決をお手伝いするため、弁護士から
直接アドバイスが受けられる**若者専用の無料相談電話「まてふおん」**を設置しています。

どうしよう…と思ったら一人で悩まず、まずはご相談ください。

このほかにも様々なトラブル事例があります。
詳しくは国民生活センターHPをご覧ください。



18歳以上の方は**“未成年者取消権”**が使えません

成年年齢は**18歳**です!

民法では、未成年者が保護者の同意を得ずに契約した場合、原則として「未成年者取消権」で取り消すことができますが、成年年齢が引き下げられたことにより18歳から「未成年者取消権」が行使できません。契約に関する知識や社会経験の少ない若者は、様々な勧誘のターゲットになる可能性があります。

18歳からは
1人で契約できる
(例)

- スマートフォンを契約する
- ローンを組んで自動車を購入する
- クレジットカードを作成する
- ひとり暮らしのためのアパートを借りる

メールによる消費生活相談も受け付けています

✉ **syohi@pref.iwate.jp**

- 消費生活相談員が、相談内容を確認のうえ、電話で回答します。
(メールでの回答はしていません。)
- 電話は平日9時~17時、土日10時~15時30分の時間帯に行います。
- メールでの相談は24時間受け付けておりますが、回答までに時間がかかることがあります。
- 特に、土・日・祝日や年末年始に送信いただいた場合は、回答までの日数を要する場合があります。
- お急ぎの場合やまてふおんに関する問い合わせは、
消費生活相談専用電話(TEL.019-624-2209)にご連絡ください。

1. 件名は「メール相談(〜について)」と記載してください。
[例:メール相談(身に覚えのない請求について)]
2. 本文には、必ず次の事項を記載してください。
①氏名(フリガナ)/②年齢/③お住まいの市町村名/④連絡先電話番号/⑤相談内容(相談内容はできるだけ詳細に整理して記載ください。)
※相談に対応するためには、詳しい内容の聞き取りが必要ですので、電話番号のない相談への対応はできません。
3. ファイル(写真や動画等)は絶対に添付しないでください。セキュリティ対策のため、ファイルが添付されたメールは開封しません。